

# ケアハウス 魚津ハウス

## <重要事項説明書>

### 1. 事業主体外洋

(1) 事業者の名称 社会福祉法人 新川老人福祉会  
(2) 法人所在地 富山県魚津市大光寺450番地  
(3) 代表者氏名 保里 真理子  
(4) 電話番号 0765-24-8822  
(5) 設立年月日 昭和50年9月20日

### 2. ご利用施設

(1) 施設の名称 ケアハウス 魚津ハウス  
(2) 施設の所在地 富山県魚津市友道780番地  
(3) 施設長名 竹内 康貴  
(4) 電話番号 0765-22-8866  
(5) FAX番号 0765-22-8867  
(6) 開設年月日 平成3年4月1日  
(7) 定 員 50名  
(8) 交通の便 あいの風とやま鉄道魚津駅より、タクシーを利用して約15分。  
(9) 損害賠償責任保険加入先 新川保険サービス

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスは、自立した生活を維持できるように工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、福祉用具を利用した生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居住サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。
施設運営の方針	自立生活支援型のケアハウスとしてサービスの質を向上させ、施設の持っている機能をフルに発揮し、入所者のニーズに応えていきます。

### 4. 職員の配置基準と職務

職種	職務内容	配置基準	配置	勤務体制
1. 施設長	総括	1名	1名	常勤
2. 生活相談員	相談、助言、入居調整	1名	1名	常勤
3. 介護職員	日常生活の支援・援助	2名以上	3名	常勤(1)、非常勤(7)
4. 栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1名以上	1名	常勤
5. 調理員	給食業務	1名以上	2名	非常勤
5. 事務職員	庶務、会計業務	1名以上	1名	常勤、兼務
6. 清掃員	清掃業務		1名	非常勤
7. 宿直専門員	宿直業務		1名	非常勤(交替勤務3)

### 5. 主な職務の勤務体制

職種	勤務体制
1. 生活相談員	日勤： 8:30～17:30 遅出： 9:30～18:30
2. 介護職員、栄養士	日勤： 8:30～17:30 遅出： 9:30～18:30

## 6. 施設サービスの概要

種類	内 容
食事	<p>・栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p>【食事時間】 朝食 7：30～8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00</p>
入浴	年間を通じて男性女性それぞれ週3回の入浴を行います。(日曜日、元旦はありません。) 訪問介護による入浴も可能です(個人浴室対応可)。
健康管理	<p>・集団検診を下記で年1回行います。</p> <p>【協力病院】魚津病院 院長 大田 亨 診療科 内科</p> <p>【協力医療機関】 魚津病院 魚津市友道789番地 0765-24-7671 富山労災病院 魚津市六郎丸992番地 0765-22-1280</p>
相談及び援助	当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、日常生活支援、クラブ活動等の事業を行います。

## 7. 利用料

ケアハウス 魚津ハウス 利用者階層別料金表

[単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		区分	管理費	生活費	サービスの提供に 要する費用
1'	1,500,000円以下(夫婦部屋)	月額	16,500	46,324	7,000
1	1,500,000円以下	"	16,500	46,324	10,000
2	1,500,001円～1,600,000円	"	16,500	46,324	13,000
3	1,600,001円～1,700,000円	"	16,500	46,324	16,000
4	1,700,001円～1,800,000円	"	16,500	46,324	19,000
5	1,800,001円～1,900,000円	"	16,500	46,324	22,000
6	1,900,001円～2,000,000円	"	16,500	46,324	25,000
7	2,000,001円～2,100,000円	"	16,500	46,324	30,000
8	2,100,001円～2,200,000円	"	16,500	46,324	35,000
9	2,200,001円～2,300,000円	"	16,500	46,324	40,000
10	2,300,001円～2,400,000円	"	16,500	46,324	45,000
11	2,400,001円～2,500,000円	"	16,500	46,324	50,000
12	2,500,001円～2,600,000円	"	16,500	46,324	57,000
13	2,600,001円～2,700,000円	"	16,500	46,324	64,000
14	2,700,001円～2,800,000円	"	16,500	46,324	69,100
15	2,800,001円～2,900,000円	"	16,500	46,324	69,100
16	2,900,001円～3,000,000円	"	16,500	46,324	69,100
17	3,000,001円～3,100,000円	"	16,500	46,324	69,100
18	3,100,001円～3,200,000円	"	16,500	46,324	69,100

但し、富山県軽費老人ホームの利用料等取扱基準の改正に伴い変更を致します。

- 注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 注2 電気料金、電話料金は1ヶ月毎に計算し、請求致します。
- 注3 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。
- 注4 食事減額は、連続して15食以上欠食した場合が対象となります。食事額の80パーセントを減額します。
- 注5 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。
- 注6 二人部屋を一人で利用する場合の利用料金／月額分は、一人利用料金（事務費+生活費+管理費）に管理費月額分を加算した額とします。（管理費が二人分の額となります。）

## 8. 相談・苦情について

### (1) 相談・苦情の受付体制

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付担当者：生活相談員 奥村朱奈央

苦情受付責任者：施設長 竹内康貴

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

富山県福祉サービス運営適正化委員会（社会福祉法人 富山県社会福祉協議会）

富山県富山市安住町5番21号

電話番号：076-432-3280 FAX番号：076-432-6124

来所での受付：月～金曜日の午前9時～午後4時まで（祝祭日を除く）

個室にて相談をお受けします。

苦情処理第三者委員 北條 秀樹 電話番号：0765-24-6611

熊本 新一 電話番号：0765-32-3781

入井 孝博 電話番号：0765-31-7228

油本 智美 電話番号：0765-22-5224

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

### (2) 対応手順

- ・相談または苦情があった場合、受付担当者は、状況を正確に把握するため利用者や職員等に事実確認を行います。
- ・受付担当者は、把握した状況を受付責任者と検討し、迅速かつ誠実に対応します。
- ・利用者や家族へ、相談または苦情の対応方法を含めた結果報告を行います。その際、関係者への連絡調整が必要な場合は適宜対応します。
- ・当施設で処理ができない内容の場合、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し対応します。
- ・記録を保管し、再発を防ぐために役立てます。

## 9. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、行政、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 第三者評価の実施状況

当施設は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

## 11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12. 虐待の防止

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村など関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

## 13. 当施設ご利用に当たって留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は玄関に備え付けのカードに氏名、利用者との関係、来所時間をご記入下さい。
外出・外泊	外出の時は、その都度、事務所へ、行先、帰宅時間、食事の欠食有無の連絡をお願いします。外出時の門限は午後10時です。 外泊の時は、その都度、事前に外泊届に出発時間と帰着時間、行き先を記入して頂きます。家族の宿泊も可能です（宿泊届の提出が必要です。）
喫煙	指定した場所でお願いします。
迷惑行為等	1) 火気厳禁。線香、ろうそく、ストーブなどの使用をすること。部屋での喫煙は禁止されています。 2) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること 3) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること 4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること 5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与える、またはこれらを施設外に持ち出すこと
小動物飼育	施設の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、小魚の飼育をすることができます。ただし、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消す場合があります。小動物以外の飼育は、基本的にご遠慮願います。

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【 利用者 】

住 所 〒

氏 名

印

【 身元保証人 】

住 所 〒

氏 名

印

住 所 〒

氏 名

印

【 説明者 】

職・氏名 ケアハウス 魚津ハウス  
生活相談員 奥村朱奈央

印